

高齢者の労働災害防止のための指針

2026年2月10日、厚生労働省は労働安全衛生法に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関する「高齢者の労働災害防止のための指針」を公示したので、その概要をお伝えします。

詳しくは、厚労省HPで (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/anzen/newpage_00010.html)

● 事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 安全衛生管理体制の確立（経営トップによる方針表明及び体制整備、・安全衛生委員会等における調査審議等）
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高齢者労働災害防止対策の優先順位を検討すること。

2. 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

身体機能が低下した高齢者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じること。

- (2) 高齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施すること。

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握（労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること）
- (2) 体力の状況の把握

高齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢者双方が当該高齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいこと。

- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- (2) 高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。

5. 安全衛生教育（高齢者に対する教育、管理監督者等に対する教育）

● 労働者と協力して取り組む事項

高齢者の労働災害を防止する観点から、事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要である。

● 国、関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業の事業場における高齢者労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) 補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用